

総合人間学の課題と方法

—小林直樹氏の著作を通して考える—

The Task and Method of Synthetic Anthropology:

An Observation with special Regard for the Works of Naoki Kobayashi

三浦 永光

MIURA, Nagamitsu

総合人間学とは何か。それは何を探求し、いかなる方法で研究するのか。この問いに答えることはたやすいことではない。本稿はこの問いに答えるための手がかりとして、総合人間学会の設立者の一人である小林直樹氏の著作・論文のうち、総合人間学に関する議論といくつかの総合人間学的研究を取り上げてみたい。

まず、現代においてすでに無数の学問・科学が存在するのに、なぜさらにもう一つ、「総合人間学」が必要なのか。小林氏はこれに対して『総合人間学の試み』（2006）の中でこういう。20世紀における個別科学の飛躍的増加・専門化と「科学革命」の結果、皮肉にも人間の統一的把握がいつそう困難になった。それゆえ、人間と世界の全体像を得るための研究が必要となるのだと。また、総合人間学は、核戦争の脅威、地球環境の危機、南北問題などを抱えて行き詰まり、統一的人間像を見失っている現代文明を問い直すためにも必要だという。この統一的人間像は、言い換えれば、「汝自身を知れ」という古代人が発した自己への問いに立ち返ることでもある。小林氏はこの問いをさらに「われわれはどこから来たか」、「われわれは何をしてきたか」、「われわれは何か」、「われわれは何をなするか」、「何をなすべきか」、「何をなしてはならないか」などの問いへと

展開する。そしてこれらの問いを「(人間) 自らの由来、本質、志望、義務、可能性、存在意味」への問いと表現している。

小林氏は、総合人間学の研究はこのような問いの上から、現代の実証的な諸科学の成果と知見にもとづいて人間の総合的な認識を目指すものであるという。研究者個人の狭い関心と自己の専門領域の限界を大胆に超え、自然・社会・人文の諸分野の多岐にわたる複雑な知識に好奇の目を広げ、次いでそれらの知識を人間哲学の問題として集中し、把握する。この「哲学的総合」も総合人間学の重要不可欠な部分であるという。

この探求において小林氏が二つの視点を提示していることに注目したい。一つは、宇宙と人間を含む進化に関するものである。すなわち、宇宙の歴史は物質→生命→精神の三段階を辿って発達したという仮説である。人間は物質と生命を前提として含む（人間と物質や他の生物との連続性）だけでなく、他の生物とちがって精神的存在である（他の生物との非連続性）という特色をもっている。ここに人間の由来と、宇宙・自然・生物界における人間の独自の位置が基本的に示される。

もう一つの視点は人間の二元性の見方である。小林氏によれば、「そもそも、動物としての肉体と、

高度な精神とをもつ人間は、霊肉の分裂、善悪・美醜・真偽・聖賤の間にゆれる有限的存在である。欲望と理性、心の中の悪魔と天使のせめぎあいに悩み、その生活と歴史のなかで、創造と破壊を繰り返し、上昇と転落の可能性を常に抱く二元分裂的な生きものである」。このような人間の二元性の理解は小林氏が取り組んだ法、暴力、欲望の人間学的研究の中に色濃く反映されている。これを簡単に見よう。

『法の人間学的考察』（2003）は法の存在と意味を人間学の観点から解明している。小林氏によれば、法・道徳は、人間が他の生物とちがって高度な精神的存在であり、価値意識と規範意識をもつがゆえに創り出したものである。人間は善・正義・平和を求め、悪・不正・闘争を憎むゆえに、行動規範としての法を制定する。しかし他方で、人間はしばしば利己的欲望から悪と不正に走る。そこで立法者は規範としての法を破る者を処罰する制裁法を制定せざるを得ない。ここに右に見た人間の二元的性格に対応した法の両面性、すなわち、規範と制裁（処罰）、理念と実力の両面が現れている。小林氏は法の存在論、法の価値論、法の構造論、法の機能論、法の文明論などを詳細に展開する中で法のこの両面性が貫かれていることを明らかにしている。とくに法の文明論において「文明の逆説」を指摘していることが注目に値する。小林氏によれば、人類の文明の発展はたしかに人間生活に多大な恩恵をもたらし、安楽な生活と高い文化を達成したが、他方で不正、犯罪、貧富の格差、紛争、戦争などを増大させてきた。文明は恩恵と害悪の両者を増大させたという意味において、文明の逆説（またはパラドックス）と呼ぶことができるという。そして、これが現代の人類の前に出現した「世界問題」であるという。世界問題とは、一部の国々だけでなく人類全体の存続に関わる

危機的諸問題である。すなわち、核戦争の脅威に象徴される軍事問題、世界の貧富格差（南北）問題、地球環境問題、人口・資源問題、科学技術の高度化が引き起こす問題などである。小林氏はここに人間の二元分裂性が最も顕著に現れていると見ている。これらの問題に対して、人間、とくに法学の研究者はどう対処すべきか。小林氏は「文明の逆説は人間の欲望や活動から出たのであり、その克服には人間自身との闘いという困難な課題が課せられる」とのべ、法の実定的コントロール、国民の知る権利や公開討論の拡充、軍縮の推進、ゆるやかな世界連邦、多文化共存などを通して共生の世界システムの構築が必要だという。

小林氏は著書『暴力の人間学的考察』（2011）では個人および集団の暴力という現象を人間の進化の過程から論じ、暴力が文明社会の発達とともに多様化し拡大する経過を辿っている。そして暴力の根本原因が人間の欲望および外的条件に触発される感情にあるという。とくに、社会の中の暴力を規制する任務を負う国家が支配欲に駆られてその権力を必要限度を超えて国内外に拡大し、民衆の抑圧や外国侵略に進む傾向、すなわち権力悪の問題を強く指摘している。また金銭欲・所有欲・利潤の追求が抗争と暴力の原因となる問題にも論及している。そして戦争という暴力については、「核の全面的廃棄」と「兵器と軍隊の廃棄」が必要だという。ここに小林氏の平和主義の主張が明確に表明されている。では、「正当な暴力」はないのだろうか。小林氏は「少数ではあっても、真に『やむをえない』暴力もある」として、不当な侵略や非人道的な暴政に抗する暴力は正当であるという（例。ファノン・サルトルの植民地解放闘争正当化論）。この見解は微妙な問題を含んでおり、賛否の議論が出てくることが予想され

る。小林氏はさらに死刑制度を暴力抑制のために必要だと論じ、死刑廃止論を批判している。これもさまざまな議論を呼ぶと思われる。そのほか、非暴力の運動も取り上げられているが、紙数の制限のため省略せざるを得ない。

小林氏はさらに『欲望の人間学』(2012)で人間の欲望というきわめて人間的な、しかも扱いにくいテーマにも取り組み、欲望を基本的(第一次的)欲求(生命維持, 安全, 種族保存, 群居などの欲求), 社会的(二次的)欲求(競争=闘争, 連帯=親和, 所有および金銭, 承認と名誉, 利他・善行などの欲求), 文化価値的(第三次的)欲求(自己充足的快楽, 表現欲求, 審美的・美的創造欲求, 真理探究=認識欲求, 超越者信仰の欲求)の三種に分類している。小林氏によれば, これら三種の欲求は動物からの距離化による低次から高次への配列であり, また低次の欲求のほうが高次のそれよりも必要度と強度の点でも優勢だという。また発生・発展の順序も第一次, 第二次, 第三次の順に従っている。さらに小林氏は, 人類の欲望は文明の進展とともに成長し, 近代の工業化以後, 西欧諸国は自国の富裕欲から植民地支配を広げ, また第二次大戦後は南北問題を深刻化した。また資本主義は消費者の欲望を人為的に創出することによって利潤追求の欲望を満たしている。環境破壊も過剰な欲望と過剰消費の結果にほかならないという。

小林氏は, 元来, 生の欲求はすべての生命体に共通する根源的な現象であり, これを充足することが健康な生き方であるという。文明の発展もこの基本欲求の充足を広範な人々に及ぼすために貢献したことは疑いないが, その反面で, 右のような「文明の逆説」が出現したのである。ではどうすれば欲望を適切な範囲内に制御できるか。小林氏は古代の聖賢

の教えに言及しつつ, 節制・克己, 「中庸」, 欲望の精神化の重要性をのべ, さらに自他共生の原理, 法的統制などの多様な方法で欲望の統御に努める必要を説いている。

以上の法, 暴力, 欲望に関する小林氏の三著を比べると, まず法が人間の両面性に対応して規範と制裁の両面をもつことを論じ, 次いで法が制裁の対象とする最も顕著なものである暴力の本質と暴力統御を究明し, 最後に暴力などの行為の背後にある人間の欲望の解明を試みていることがわかる。人間の社会的創造物である法から人間の行為である暴力へ, そして行為の原動力としての人間内部の欲望へと考察を進めているのは, 人間学的研究の根源に迫ろうとする小林氏の学的探究の軌跡を見る思いがする。

小林氏の人間学的研究に見られる特色の一つは, 人間に関する個別科学の知識を超えて人間の総合的把握を目指している関係上, その成果が体系的な性格を帯びているにもかかわらず, それが静態的で完結的な総論の構築に終わらず, 現代文明と人類が直面するアクチュアルな「世界問題」に直結し, これを繰り返し強調していることである。このことは小林氏の論文「現代における知の頽廃と再生」(『総合人間学1 人間はどこにいくのか』2007)においてとくに顕著に現れている。ここで氏は知の頽廃の例として兵器の開発・高度化と軍事戦略に傾けられる知, 環境破壊を進める経済知, 情報化社会の知の劣化, 科学技術の暴走(例. 遺伝子操作の逸脱, クローン人間の創出の危険), 知の伝達・更新を担うべき教育の破綻などを挙げている。小林氏によれば, 知の頽廃と閉塞は, 知識や技術が過剰でよこしまな欲望に仕える侍女になり下がり, 知の理性的部分が欲望チェックの機能を失った結果として生じたのだという。これは欲望の統御という人間学的な重い課

題が学問と教育にたずさわる者にも課せられていることの指摘である。小林氏は「世界問題」に知の頽廃が関与している状況から脱するためには、人間の総体的認識を得るための分野横断的な共同アプローチによって知の再生をはかることが不可欠であるという。このように小林氏においては、現代の「世界問題」を克服するためには総合人間学的研究が必要であり、また逆に総合人間学の探求は「文明の逆説」としての現代の「世界問題」に突き当たらざるを得ず、これを避けて通ることができない。総合人間学の探求と現代の人類全体が抱える難問とは相互に切り離せない、不可分の関係にあると捉えられている。これは冒頭に触れた「なぜ今、総合人間学が必要なのか」という問いに対する回答にもなっているのである。

ここで小林氏の総合人間学的研究と「3.11」の関連に言及しておきたい。小林氏は「3.11」に関するまとまった論文・著作をまだ発表していない。しかし東日本を襲った地震・津波に関しては、小林氏が展開した「宇宙→生命→精神」の進化の産物としての人間、38億年の偶然と必然が織り成す歴史を経て誕生した人間、今なお人知を超えた運動を続けている宇宙と地球の中で生存している一生物としての人間の位置づけを想起すれば、東日本の大震災を経験したわれわれ人間を自然の偶然に翻弄される微小なもろい存在として、あらためて恐れと謙虚な態度をもって再認識できる、というのが小林氏の見方ではないかと推測される（もちろん専門家による今後の地震・津波の予知能力の向上と各地域の防災態勢のいっそうの確立の必要を前提した上でのことであるが）。

「3.11」に起こった福島原発事故に関しては、小林氏の1991年（福島原発事故の二十年前）の論文

「〈原子力〉政策の憲法問題」（『憲法政策論』所収）の中に氏の原発に関する見解が示されている。小林氏はそこで日本の原発政策が「安全性や環境よりも経済の要求を優位に置く発想」にもとづくもので、憲法一三条と二五条の精神に反すると批判している（憲法一三条は「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」を、二五条はすべての国民の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障している）。また地震による不測の事故の恐れにも言及していることが注目に値する。小林氏はさらに「エネルギー需要の圧力」による原発推進政策を人間学的な視点から分析し、「核およびその技術の推進が抑制しがたいのは、それがまさに外ならぬ人間の欲求や（国家や企業などの）集団エゴイズムに深く根ざしているからである」と指摘している。また、「3.11」後に出版された前掲書『欲望の人間学』の中では、小林氏は福島原発事故に触れ、「ロシアや日本で生じた〈原発〉の破壊とそれによる甚大な被害は、過剰欲望の産んだ禍いの見本ともいべきものである」とのべ、原発推進を人間の過剰な欲望に発するものとして批判している。小林氏はこのように発電（エネルギー生産）自体の重要性を認めながらも、一度起これば国民の生命、安全、健康、自然環境に取り返しのつかない大規模な被害をもたらす原子力発電という技術を人間存在とその未来にとって容認しがたいものと捉えている。福島原発事故が被災地の人々の生命・健康・財産・大気・農地・山林・水・多様な生物種に結局、総計して、いったいどのくらいの被害と損失を及ぼすことになるのか、まだ誰にも見通すことができない。小林氏は現代の高度な技術とされている原発がはらむリスクを、小林氏のいう「現代技術社会のパラドックス」の一つと見なすと思われる。

以上、小林氏の総合人間学的研究の一端をきわめて簡略に概観してきたが、これだけを見ても、小林氏の先駆的な研究成果の大きさ、広さ、深さに驚嘆の念を禁じえない。われわれ後進の者は小林氏が示した成果を一つのモデルあるいは座標軸として今後の各自の探求を方向づけることができよう。望蜀の感をのべることが許されるなら、小林氏のいう現代の「世界問題」をどのように克服するか、どのように新たな道を切り開いていくかについては、小林氏は一般的な方向は示してはいるが、もう一步具体的な方策や提案は少ない。しかしそれはわれわれ自身が小林氏の成果を引き継いで探求すべきことであろう。

三浦 永光（津田塾大学名誉教授／哲学）